

# 富里市生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付要綱

(平成26年3月20日告示第45号)

改正 平成28年3月31日告示第96号 平成31年3月29日告示第105号  
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

富里市生ごみたい肥化容器等購入設置助成金交付要綱（平成3年4月1日告示第35号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器又は生ごみ堆肥化機器を購入及び設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することにより、生活環境の保全及び市民生活の向上を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「生ごみ堆肥化容器等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 生ごみを微生物による発酵及び分解を利用して容積を減少させ、堆肥化することを目的として製造された容器をいう。
- (2) 生ごみ堆肥化機器 微生物分解方式又は熱乾燥方式により、生ごみを堆肥化又は減量化させる機能を備えた機器をいう。

(交付要件)

第3条 助成の対象となる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。ただし、事業所等法人は除く。
- (2) 生ごみ堆肥化容器等を設置することができる場所を有すること。
- (3) 購入及び設置した生ごみ堆肥化容器等を常に良好な状態で維持管理できること。
- (4) 堆肥化したものを自家処理できること。

2 前項の規定にかかわらず、助成を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令

上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(対象費用)

第4条 助成の対象となる費用は、市が認めた生ごみ堆肥化容器等の購入費とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる生ごみ堆肥化容器等の区分に応じ1基当たり当該各号に定める額を上限として購入費用の2分の1の額(100円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額)により算定するものとする。この場合において、1世帯に対する助成金の限度額は、1年度につき25,000円とする。

(1) 生ごみ堆肥化容器 3,000円

(2) 生ごみ堆肥化機器 25,000円

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 生ごみ堆肥化機器に係る助成金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、助成金の交付を受けた日から5年を経過しなければ、生ごみ堆肥化機器に係る助成金の交付を再び申請することができない。

(1) 生ごみ堆肥化機器が破損し、使用に耐えないとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(交付決定)

第7条 市長は、前条による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金

を交付することが適当と認められるときは生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

第8条 前条による通知を受けた者は、生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付決定又は交付を受けた者がいるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させるものとする。

（暴力団密接関係者）

第10条 富里市補助金等交付規則（平成19年3月27日規則第10号）第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富里市生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に改正前の富里市生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付要綱に基づき交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

（失効）

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年3月31日告示第96号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第105号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付申請書

富里市長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話 ( )

下記のとおり、富里市生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

容器等種別	基数	購入価格（消費税込）	1基当たりの価格	助成金額
	基	円	円	円
	基	円	円	円
	基	円	円	円
	基	円	円	円
計	基	円	円	円

(本年度既決定額 円)

- 2 設置年月日 年 月 日
- 3 設置場所 富里市 (世帯主氏名 )
- 4 添付書類 領収書・カタログ・設置場所案内図

第 号  
年 月 日

生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付決定通知書

様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金については、下記のとおり決定したので、富里市生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付条件

- (1) 生ごみ堆肥化容器等を常に良好な状態で維持管理し、有効に利用してください。
- (2) 生ごみ堆肥化容器等により堆肥化したものについては、設置者で自家処理してください。

年 月 日

生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金交付請求書

富里市長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話 ( )

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった生ごみ堆肥  
化容器等購入設置助成金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	支店 本店 本所
口座番号	普通・当座	
フリガナ 口座名義人		